

様式第3号(第5条関係)

指令第47号

許 可 証

住 所 常滑市字大流天竺口15番地
氏 名 市田建設 株式会社
代表取締役 市 田 浩 樹

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により次の条件を附し、一般廃棄物処理業を許可する。

令和2年4月1日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



- 1 種 類 事業所から排出される一般廃棄物(木くず・剪定枝・刈草)の処理(選別、破碎、保管)
- 2 許可区域 常滑市内全域
- 3 搬入先 市田建設株式会社 木くず破碎施設及び刈草破碎施設
(常滑市字下隅地内)
- 4 有効期間 自令和2年4月1日
至令和4年3月31日
- 5 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。
② 飛散、流出、悪臭、騒音がでないように万全の措置を講ずること。
③ 施設利用の際は、職員の指示に従うこと。
④ 搬出先は、事業計画記載の各施設とすること。
⑤ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。
- 6 その他

